

＜平成28年12月定例会議案概要＞

提出予定議案 26件（人事議案2件、一般議案20件、補正予算議案4件）

・第92号議案 越谷市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

越谷市教育委員会委員住田俊氏の任期満了（平成28年12月25日）に伴い後任委員を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

《後任委員》

氏名：住田 俊（すみた・しゅん）

略歴：文教大学大学院教育学研究科教授

越谷市教育委員会委員長

・第93号議案 越谷市監査委員の選任につき同意を求めることについて

越谷市監査委員竹岡善幸氏の任期満了（平成28年12月31日）に伴い後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの。

《後任委員》

氏名：竹岡 善幸（たけおか・よしゆき）

略歴：元越谷市市長公室長

越谷市監査委員

・第94号議案 越谷市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、地方自治体が独自に個人番号を扱う「独自利用事務」について、自治体間での情報連携が可能となることに伴い、所要の改正を行うもの。同法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行

(1) 市（実施機関）が他の地方自治体と「独自利用事務」に係る情報連携を行った後、本人からの請求により情報提供等記録（情報照会者、提供の日時、特定個人情報等の項目を記録したもの）の訂正をした場合、法定事務と同様に、その訂正内容を連携自治体等に通知することを義務付けるもの

(2) 条文整備

・第95号議案 越谷市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例制定について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。平成29年1月1日から施行

- (1) 介護を行う職員の超過勤務の免除（新設）
- (2) 育児を行う職員の深夜勤務等の制限に係る子の範囲の拡大【\*】

改正前	→	改正後
① 子（実子及び養子）	→	① 子（実子及び養子） ----- ② 特別養子縁組の監護期間中の子 ----- ③ 養子縁組里親に委託されている子 ----- ④ 将来的に養子縁組里親になることが見込まれる里親に委託されている子 （養子縁組里親を希望しているものの実親等が反対したことにより、養育里親に委託されている子）

・第96号議案 越谷市職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。平成29年1月1日から施行

- (1) 「介護休暇」の拡充

改正前	→	改正後
職員が要介護者を介護するため、 要介護者一人につき、 ① 1回に限り、 ② <u>連続6か月の期間内で</u> 介護休暇を <u>取得</u> することが可能	→	職員が要介護者を介護するため、 要介護者一人につき、 ① <u>3回を上限として、</u> ② <u>合計6か月の範囲内で</u> 介護休暇を <u>分割取得</u> することが可能

- (2) 「介護時間」の新設  
 最長3年、1日2時間まで介護のため勤務しないこと（介護時間）ができる仕組みを設けるもの
- (3) 育児を行う職員の休暇等に係る子の範囲の拡大（【\*】に同じ。）

・第97号議案 越谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されることに伴い、育児休業等に係る子の範囲を拡大するもの（【\*】のうち④を条例で、②及び③は法律で新たに規定）。平成29年1月1日から施行

- ・第 98 号議案 越谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ・第 99 号議案 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ・第 100 号議案 越谷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ・第 101 号議案 越谷市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

期末手当に関する規定の整備を行うもの。

- (1) 平成 28 年 12 月期《公布の日から施行し、平成 28 年 12 月 1 日から適用》

改正前：100 分の 217.5 → 改正後：100 分の 227.5

(本年 6 月期の期末手当支給割合（100 分の 202.5）と合わせ、平成 28 年度の年間支給割合を 100 分の 420 から 100 分の 430 とするもの)

- (2) 平成 29 年度以降《平成 29 年 4 月 1 日から施行》

- ① 6 月期の期末手当

改正前：100 分の 202.5 → 改正後：100 分の 207.5

- ② 12 月期の期末手当

改正前：100 分の 227.5 → 改正後：100 分の 222.5

(平成 29 年度以降の年間支給割合は 100 分の 430)

- ・第 102 号議案 越谷市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

一般職の国家公務員の給与の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

- (1) 給料表の改定（行政職の平均改定率+0.2%）

《公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用》

- (2) 一般職員の勤勉手当の支給割合の変更

- ① 平成 28 年 12 月期《公布の日から施行し、平成 28 年 12 月 1 日から適用》

改正前：100 分の 80 → 改正後：100 分の 90

[再任用職員 改正前：100 分の 37.5 → 改正後：100 分の 42.5]

(平成 28 年 6 月期の期末・勤勉手当（100 分の 202.5）及び 12 月期の期末手当（100 分の 137.5）と合わせ、平成 28 年度の期末・勤勉手当の年間支給割合を 100 分の 420 から 100 分の 430 とするもの [再任用職員は 100 分の 220 から 100 分の 225 とするもの])

- ② 平成 29 年度以降《平成 29 年 4 月 1 日から施行》

- ア 6 月期

改正前：100 分の 80 → 改正後：100 分の 85

[再任用職員 改正前：100 分の 37.5 → 改正後：100 分の 40]

- イ 12 月期

改正前：100 分の 90 → 改正後：100 分の 85

[再任用職員 改正前：100 分の 42.5 → 改正後：100 分の 40]

(平成 29 年度以降の期末・勤勉手当の年間支給割合は 100 分の 430 [再任用職員は 100 分の 225])

・第103号議案 越谷市税条例等の一部を改正する条例制定について

地方税法の一部が改正されること等に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 個人市民税関係

医療費控除の特例として、所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等（医療用から転用された市販薬）の購入費が12,000円を超える場合において、その超える部分の金額（88,000円を限度）を所得から控除するもの《平成30年1月1日から施行し、平成30年度分から適用》

- \* 現行の医療費控除制度（適用金額：10万円又は総所得金額等の5%を超える額・適用限度額200万円）といずれかを選択
- \* 前年中に健康の保持増進及び疾病の予防のための一定の取組みを行った者に限る。
- \* 平成30年度から平成34年度までの5年度間の時限措置

(2) 軽自動車税関係

グリーン化特例の適用期限を1年延長するもの

《平成29年4月1日から施行し、平成29年度分に適用》

<グリーン化特例税率>

車両区分		本則税率	軽課税率			
			電気軽自動車等	燃費基準20%向上達成乗用車等 (*1)	燃費基準達成乗用車等 (*2)	
3輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
4輪 以上	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物用	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

(\*1) 「燃費基準20%向上達成乗用車等」とは、新規取得のガソリン軽自動車のうち、国が定める一定の燃費基準より大幅に燃費性能が良い乗用車又は貨物車をいう。

(\*2) 「燃費基準達成乗用車等」とは、新規取得のガソリン軽自動車のうち、国が定める一定の燃費基準を達成した乗用車又は燃費基準より燃費性能が良い貨物車をいう。

(3) その他

- ① 延滞金の計算期間の一部見直し《平成29年1月1日から施行》
- ② 申請書等に記載すべき事項の一部見直し《平成29年1月1日から施行》
- ③ 条文整備

・第104号議案 越谷市公契約条例制定について

公平かつ公正な公契約及びそれに従事する労働者等の適正な労働条件の確保を図り、もって公契約の適正な履行及び質の向上に資するとともに、地域経済の健全な発展及び市民福祉の増進に寄与することを目的として制定するもの。平成29年4月1日から施行

・第105号議案 指定管理者の指定について（越谷市男女共同参画支援センター）

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

所在地：越谷市大沢三丁目6番1号

名称：越谷市男女共同参画支援センター

(2) 指定管理者に指定する団体

所在地：越谷市越ヶ谷三丁目5番20号

名称：認定特定非営利活動法人 男女共同参画こしがやともろう

代表理事 駒崎 美佐子

(3) 指定する期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

・第106号議案 埼玉県都市競艇組合規約の変更について

埼玉県都市競艇組合において、地方公営企業法の一部（財務に関する規定等）を適用することに伴い、同組合の規約を変更することについて協議するもの。平成29年4月1日から施行

・第107号議案 越谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

地方税法施行令に定める国民健康保険税の課税限度額が引き上げられたことに伴い、本市国民健康保険税においても課税限度額の引上げを行うもの《平成29年4月1日から施行し、平成29年度分から適用》

(1) 医療分 改正前：520,000円 → 改正後：540,000円

(2) 後期高齢者支援金等分 改正前：170,000円 → 改正後：190,000円

(3) 介護分 (変更無：160,000円)

・第108号議案 越谷市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

越ヶ谷学童保育室の移転に伴い、位置を改めるもの。平成29年4月1日から施行

改正前：越谷市中町1番41号 → 改正後：越谷市中町3番8-1号

・第109号議案 越谷市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

要介護認定審査の一層の充実を図るため、介護認定審査会の委員定数を改めるもの。平成29年4月1日から施行

改正前：72人 → 改正後：120人以内

・第110号議案 越谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について

越谷レイクタウン北地区の地区計画の変更に伴い、同地区の建築物の制限について所要の改正を行うもの。公布の日から施行

【主な内容】

① 制限する用途

改正前：自動車教習所、畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの

改正後：マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券場、場外勝舟投票券発売所

② 制限する壁面の位置（建築物の外壁等から敷地境界線までの距離）

改正前：2メートル以上

改正後：道路に面する部分にあつては2メートル以上

③ 制限する高さの最高限度

改正前：制限なし

改正後：地階を除き8階以下

・第111号議案 財産の取得について（平方公園用地）

平方公園用地を取得するにあたり、予定価格及び面積が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に規定する額及び面積以上となるため、提案するもの。

(1) 所在地番：越谷市大字平方字東前587番1ほか40筆

(2) 面積：18,674.00㎡

(3) 取得予定価格：5億5,547万6,323円

(4) 契約の相手方：土地所有者等24人

\* 平方公園については、平成26年度から用地取得を行い、面積約10.8haの計画で事業を進めているが、その一部について所有者等と合意したため、平成28年度分の取得として提案する。

・第112号議案 市道路線の廃止について

終点変更1路線、払下げ2路線、西大袋土地区画整理事業に伴うもの4路線、合計7路線、延長397.80mを廃止するもの。

・第113号議案 市道路線の認定について

終点変更1路線、私道の寄附2路線、宅地造成に伴い帰属したもの14路線、合計17路線、延長1,409.30mを認定するもの。

・第114号議案から第117号議案まで

平成28年度越谷市一般会計補正予算（第3号）について ほか補正予算3件